

私立医療系大学における合理的配慮が必要な学生について  
－A大学の教職員を対象とした実態把握調査より－

立命館大学大学院  
応用人間科学研究科  
対人援助学領域  
人間形成・臨床教育クラスター  
伊賀 さくら

2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国公立の大学においては、障害を持つ学生への合理的配慮が義務となった。一方で私立の大学では、合理的配慮は努力義務となり、学生への十分な支援の在り方については各大学の運営に任されている。そこで本研究では、私立医療系大学の中で合理的配慮がされていない大学のひとつである A 大学の教員と事務職員を対象に、支援体制の現状を明らかにすることを目的として実態把握調査を行った。

対象者は、A 大学の教員 105 名および事務職員 49 名、合わせて 154 名である。手続きは、合理的配慮に関する知識、発達障害に関する知識、対象学生への対応、制度に関する意見などのアンケート調査を web 調査で行った。調査を行うにあたり、調査対象となる大学において倫理審査を受け、承認を得ている。結果は、教員 48 名（回答率 45.7%）、事務職員 20 名（回答率 40.8%）、全体で 68 名（回答率 44.1%）であった。調査結果の分析は、記述統計で調査項目別に単純集計を行った。自由記述については、複数人でカテゴリ分けをし、カテゴリデータとして記述し、分析した。結論としては、A 大学における合理的配慮が必要な学生に対しての支援体制の現状が明らかになった。また医療系大学では、臨地実習や卒業後を見据えた支援の在り方の検討も含めた医療職を目指す学生に特化した支援体制の構築が必要であることが示唆された。